



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:品田(しなだ)

新年、明けましておめでとうございます。

安心できる経済が期待される2016年。あおぞらコンサルティングは4月に9年目を迎えます。

開所から常に「**チャレンジ&行動**」を心がけ突き進んでまいりましたが、今年も引き続きチャレンジ&行動で、あおぞらコンサルティングの体制づくりのために組織力をアップしていきます。また、今年も昨年に引き続き男性職員を増強し、男性パワーと女性パワーをコラボし、それぞれの良さを生かし、あおぞら全体の力を高めていきます。

組織力のアップのための取り組みとしては「個人のスキルアップ」と「業務体制の整備」を重点におきます。

具体的には、新たに迎える男性責任者の組織における

豊富な部下の育成経験や教育事業での経験をこのあおぞらで発揮してもらい、また、一人一人の状況にあわせて育成・指導カルテを作成し、職員のスキルアップをしていきます。

業務体制の整備としては、業務の効率化と品質向上のための業務改善をプロジェクトとして取り組んでいきます。

そのほか、介護などをはじめとする研修事業では、従来の形とは違う新たな方法でお客様のニーズにそった企画や営業にも力をいれていきます。

今年もお客様へよりよいサービスをご提供してまいります。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



## 今後の法改正の動き ~今後の法改正の動向の一部をご紹介します~

### ●マイナンバー利用スタート ~平成28年1月1日施行~

- ・雇用保険、税の分野において、行政機関への届出の一部にマイナンバーの記載が必要となります

### ●若者雇用促進法 ~平成28年3月1日施行~

- ・すべての企業において、新卒募集を行う場合、応募者から求めにより
  - ①募集・採用に関する状況
  - ②労働時間等に関する状況
  - ③職業能力の開発・向上に関する状況
 それぞれの項目から1つ以上について情報提供が義務化されます
- ・一定の労働関係法違反があった企業等の新卒者求人申込について、ハローワークでは受付しないことが可能になりました

### ●健康保険法の改正 ~平成28年4月1日施行~

- ・標準報酬月額の上限の引上げ (121万円⇒139万円)
- ・賞与年度累計額の上限の引上げ (540万円⇒573万円)
- ・傷病手当金、出産手当金における標準報酬日額の算定方法の変更 (対象期間の制定) ※  
※標準報酬日額を「直近12カ月標準報酬月額÷30日」として算定します

### ●女性活躍推進法 ~平成28年4月1日施行~

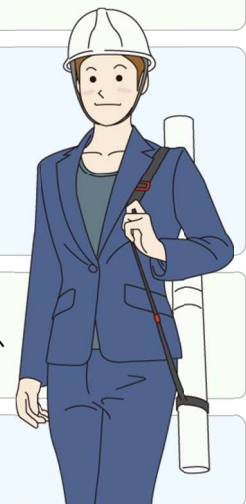
- ・労働者301人以上の企業において、女性が自社において活躍できるよう行動計画を策定し、届出、公表等が義務づけられます

### ●障害者雇用促進法の改正 ~平成28年4月1日施行~

- ・すべての企業において、障害者への合理的配慮、差別の禁止が義務化されます

### ●短時間労働者の社会保険適用拡大 ~平成28年10月1日施行~

- ・社会保険加入者501人以上の企業において、従来の加入者に加え週20時間以上、月額賃金8万8千円以上などの要件をすべて満たした人について、厚生年金と健康保険の加入が義務づけられます



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277